ホチキス

第14号様式(第8条関係)
(その1)　※この収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

# 収支報告書　(令和 7 年分)
(令和　年　月　日開催分)

(ふりがな)(むらかみいちろうこうえんかい)

1　政治団体の名称　村上一郎後援会

2　主たる事務所の所在地　刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷26

3　代表者の氏名　村上一郎

4　会計責任者の氏名　村上一郎

(その1)　全団体

## 政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
- ☐ 政党
- ☑ その他の政治団体(後援会等)
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

## 活動区域の区分

- ☑ 宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選管所管
- ☐ 2以上の都道府県の区域等 → 総務大臣所管

## 資金管理団体の指定の有無

☑ 無　☐ 有　※12月31日現在での指定の有無

※以下、指定が「有」の場合のみ記載する

- 公職の種類　(　)選挙区
- 区分　☐ 現職　☐ 公職の候補者等
- 資金管理団体の届出をした者の氏名　(代表者本人)

## 資金管理団体の指定の期間

※以下、報告対象年中に指定の異動が「有」の場合のみ記載する

- 資金管理団体の指定がされていた期間
  - 令和　年　月　日から
  - 令和　年　月　日まで

## 事務担当者(問合せ先)

(担当者) 村上一郎

(電話) 0224-33-3106

※上記の問合せ先は公表されます。

## 国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

- ☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる団体
- 公職の候補者の氏名等
- 公職の種類等の区分　☐ 衆議　☐ 参議　院議員　☐ 現職　☐ 公職の候補者等

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

※以下、報告対象年中に適用の異動が「有」の場合のみ記載する

- 特例の適用を受けていた期間
  - 令和　年　月　日から
  - 令和　年　月　日まで

【注意事項】

※1　本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治資金に関して届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等がある場合は、所定の手続により届出ること。)

※2　領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)
添付する順番は、収支報告書の記載順と同一とすること。

※3　本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出すること。

※4　選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

| 受付 | 受付年月日 | 年分 | 整理番号(右詰め) | 入力 | 形式 | 照合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| た | 080331 | 07 | 071640 | ま | 山 | |

| 資産等 領収書等 | 法第17条第2項適用 | 総務大臣所管団体 | 異動届 | 解散届 |
|---|---|---|---|---|
| 有・(無) | ☐ | ☐ | 事・代 | ☐ |
| 有・(無) | | | 会・他 | |

受付印(本局)

受付印(支局等)
総務大臣所管団体
宮選管事務局
大河原地方支局
-8.3.31
収受

（その2） 全団体

（その2）

# 収　支　の　状　況

## 1 収支の総括表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 収入総額 …… | ① | 0 円 | ※②+③ |
| （前年からの繰越額） …… | ② | 0 円 | ※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。<br>※報告年中に設立した団体は0（ゼロ）を記入すること。 |
| （本年の収入額） …… | ③ | 0 円 | ※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0（ゼロ）を記入すること。<br>※（その2）A+B+（その3）C+（その4）D+（その5）E+（その6）Fの合計 |
| 支出総額 …… | ④ | 0 円 | ※（その13）Hと一致すること。 |
| 翌年への繰越額 …… | ⑤ | 0 円 | ※①－④（マイナスにはなり得ないこと。） |

## 2 収入項目別金額の内訳

### （1） 個人の負担する党費又は会費

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金額 …… | A | 0 円 | ※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した実人数を記入すること。 |
| 員数 …… | | 0 人 | |

### （2） 寄　附

| ア　寄附（イを除く。）の区分 | ※ | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| （ア） 個人からの寄附 | ⑥ | 0 円 | ※（その7）「個人からの寄附」の合計額G |
| （うち特定寄附） | | 0 円 | ※⑥の内数（寄附者に㊟の表示がある寄附額の合計。） |
| （イ） 法人その他の団体からの寄附 | ⑦ | 0 円 | ※（その7）「法人その他の団体からの寄附」の合計額G<br>※政治資金規正法上は政党（支部）のみ |
| （ウ） 政治団体からの寄附 | ⑧ | 0 円 | ※（その7）「政治団体からの寄附」の合計額G |
| 小計（ア）+（イ）+（ウ） | ⑨ | 0 円 | ※⑥+⑦+⑧<br>※（その7）の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。 |
| （寄附のうち寄附のあっせんによるもの） | | 0 円 | ※⑨の内数→（その8）を作成すること。 |
| イ　政党匿名寄附 | ⑩ | 0 円 | ※政治資金規正法上は政党（支部）のみ→（その9）を作成すること。 |
| 合計（ア+イ） | B | 0 円 | ※⑨+⑩ |

内訳（その7）
※各区分ごとに作成

（その17）

# 資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 | 資産等が有の場合は以下の様式を作成 |
| ア　土地 | □ | ☑ | | （その18－1） |
| イ　建物 | □ | ☑ | | （その18－2） |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | | （その18－3） |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | | （その18－4） |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | | （その18－5） |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | | （その18－6） |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | | （その18－7） |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | | （その18－8） |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | | （その18－9） |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | | （その18－10） |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | | （その18－11） |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | | （その18－12） |

※　各項目別区分の「有無」について、該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の（その18）を作成すること。

（その20）

# 宣　　誓　　書

添 付 書 類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 3 月 31 日

政治団体の名称　村上一郎後援会

会計責任者の氏名　村上一郎

＜解散の場合のみ記入する＞

代表者の氏名

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※1「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体（資金管理団体に指定されている場合も含む）」は不要となること。

※2「国会議員関係政治団体」は、「確認書」及び「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。